

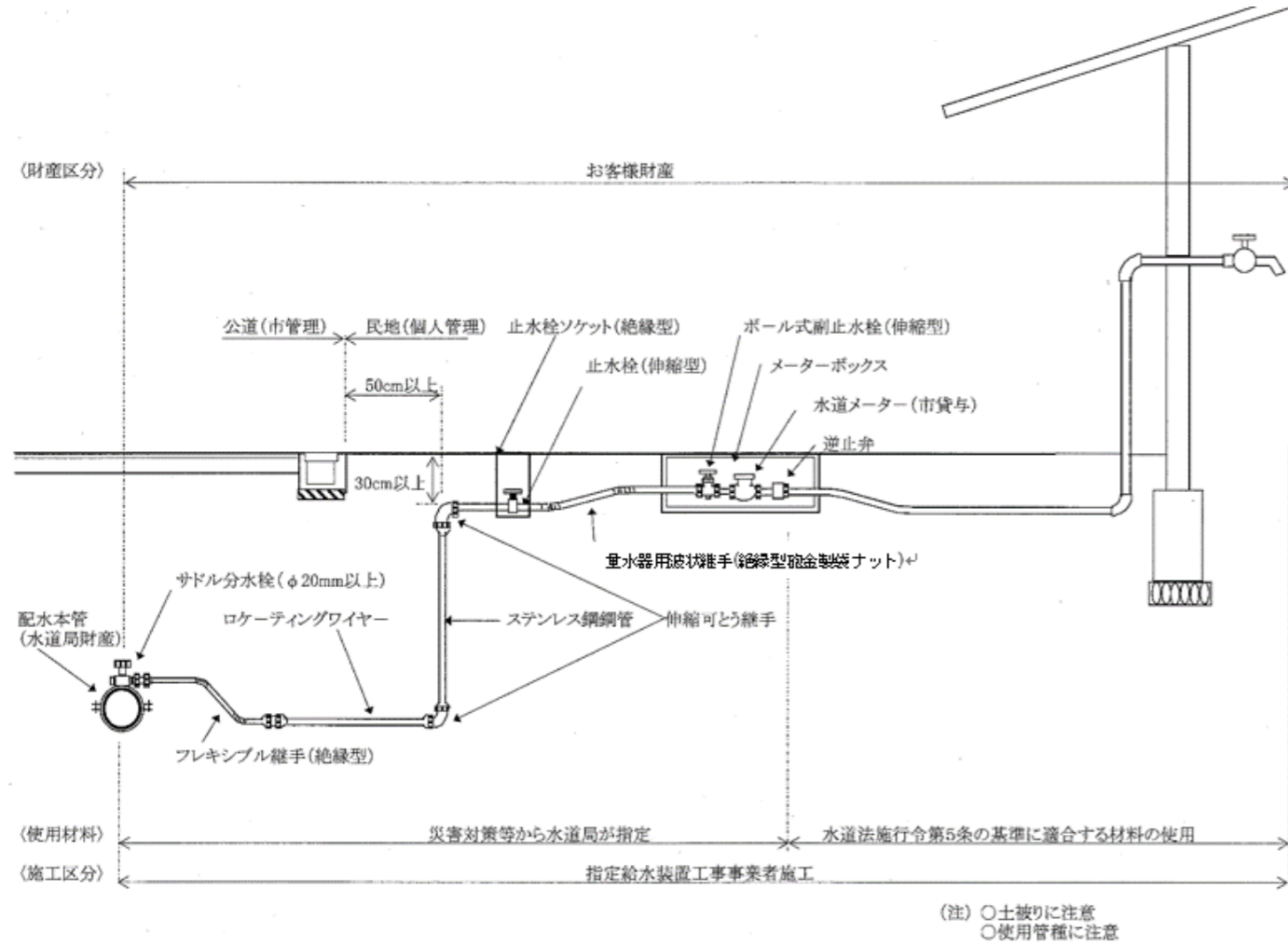
R5.4.1 施行 給水装置工事設計施工指針 新旧対照表

現行	改正(案)
<p>P.1 1-2 用語の定義</p> <p>(前略)</p> <p>4. <del>配水管とは、口径 50 mm 以上で、導水管・送水管及び揚水管を除く管理者所有の水道管をいう。</del></p> <p><del>5. 給水管とは、道路に布設されている口径 50mm 未満の水道管及び道路に布設されている口径 50mm 以上のうち、管理者に寄付されていない水道管をいう。</del></p> <p><del>6. 給水装置とは、需要者に水道水を供給するために配水管または給水管（以下「配水管等」という。）から分けられた給水管と、これに直結する給水用具から、構成する設備をいう。</del></p> <p><del>7. 本管とは、分岐可能な配水管及び給水管をいう。</del></p> <p><del>8. 道路とは、公道及び私道をいう。</del></p> <p><del>9. 公道分とは、道路法（昭和 27 年法律 180 号）第 3 章第 1 節に規定する道路管理者が管理する道路をいう。この場合において、道路管理者に移管される見込みのある私道、住宅等の団地内道路及び管路用地を含む。</del></p> <p><del>10. 私道とは、公道分以外の道路をいう。</del></p> <p>11. 専用給水装置とは、1 戸または 1 箇所専用して使用する給水装置をいう。</p> <p>(解説)</p> <p>4. について</p> <p><del>配水管は、配水池等の基点から需要点まで水道水を輸送分配する施設であって、管理者が施工した口径 50 mm 以上の水道管である。また、給水装置工事で公道分に敷設したもので管理者に寄付された口径 50 mm 以上の水道管を含むものとする。</del></p> <p><del>ただし、送水管及び導水管は含まない。</del></p> <p><del>6. について</del></p> <p>(後略)</p>	<p>P.1 1-2 用語の定義</p> <p>(前略)</p> <p>4. 配水本管とは、配水池から配水支管へ輸送分配する役割を持った施設であり、本市においては、管理者が施工した口径 350 mm 以上の水道管をいう。</p> <p>5. 配水支管とは、口径 50 mm から 300 mm までの、導水管・送水管及び配水本管を除く管理者所有の水道管をいう。</p> <p>6. 給水管とは、道路に布設されている口径 50mm 未満の水道管及び道路に布設されている口径 50mm 以上のうち、管理者に寄付されていない水道管をいう。</p> <p>7. 給水装置とは、需要者に水道水を供給するために配水支管または給水管（以下「配水支管等」という。）から分けられた給水管と、これに直結する給水用具から、構成する設備をいう。</p> <p>8. 本管とは、分岐可能な配水支管及び給水管をいう。</p> <p>9. 道路とは、公道及び私道をいう。</p> <p>10. 公道分とは、道路法（昭和 27 年法律 180 号）第 3 章第 1 節に規定する道路管理者が管理する道路をいう。この場合において、道路管理者に移管される見込みのある私道、住宅等の団地内道路及び管路用地を含む。</p> <p>11. 私道とは、公道分以外の道路をいう。</p> <p>12. 専用給水装置とは、1 戸または 1 箇所専用して使用する給水装置をいう。</p> <p>(解説)</p> <p>5. について</p> <p>配水支管は、需要者への供給の役割を持ち、給水管を分岐する施設であって、管理者が施工した口径 50 mm 以上の水道管である。また、給水装置工事で公道及び土地所有者との間で水道施設の無償使用承諾が取り交わされた行動に準ずる私道に敷設され、管理者に寄付された口径 50 mm 以上の水道管を含むものとする。</p> <p>7. について</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;"><b>※ 用語の定義の見直しに伴い、以降の記載については上記の用語の変更に合わせて、差替えを行う。</b></p>
<p>P.2 1-3 給水装置工事の種類</p> <p>給水装置工事の種類は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新設工事（分譲管工事も含む） 新たに給水装置を設置する工事をいう。</li> <li>増設工事（簡易増設工事） 水道メーター口径を変更しない給水装置工事をいう。</li> <li>改造工事 水道メーター口径を変更する給水装置工事をいう。</li> <li>撤去工事（廃止も含む） 給水装置の一部または全部を取り除く工事をいう。</li> <li>修繕工事 給水装置の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。</li> <li>分譲管工事 既設配水管から宅地内に給水引込みまで行う工事をいう。</li> </ol> <p>(解説)</p> <p>2. について</p> <p>既にあるメーターの口径を変更せずに建て替えや増築等に伴う給水装置工事をいう。 なお、建物等を取壊し 1 栓のみを設置する場合、水栓数の増減のみの場合、止水栓及び水道メーターの位置</p>	<p>P.2 1-3 給水装置工事の種類</p> <p>給水装置工事の種類は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新設工事（分譲管工事も含む） 新たに給水装置を設置する工事をいう。</li> <li>増設工事（簡易増設工事） 水道メーター口径を変更しない給水装置工事をいう。</li> <li>改造工事 水道メーター口径を変更する給水装置工事をいう。</li> <li>撤去工事（廃止も含む） 給水装置の一部または全部を取り除く工事をいう。</li> <li>修繕工事 給水装置の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。</li> <li>分譲管工事 既設配水支管から宅地内に給水引込みまで行う工事をいう。</li> </ol> <p>(解説)</p> <p>2. について</p> <p>既にあるメーターの口径を変更せずに建て替えや増築等に伴う給水装置工事をいう。 なお、建物等を取壊し 1 栓のみを設置する場合、水栓数の増減のみの場合、止水栓及び水道メーターの位置を</p>

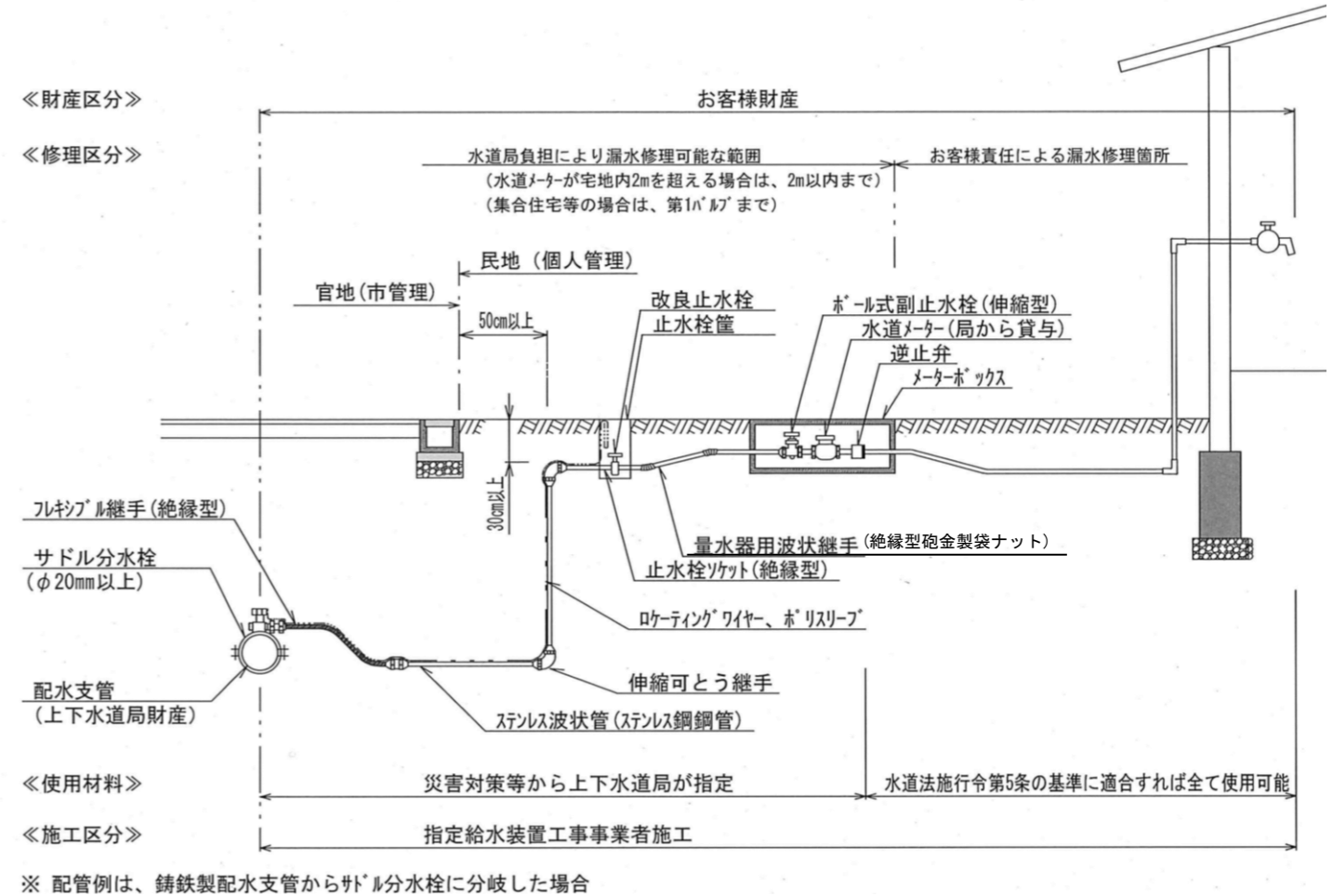
を変更する場合、同一箇所での部分的な給水管を更新する場合（道路上を除く）、同容量の受水槽を更新する場合は、増設工事（簡易）とする。

更新する場合、~~同一箇所での部分的な給水管を更新する場合（道路上を除く）~~、同容量の受水槽を更新する場合は、増設工事（簡易）とする。

P.6 2-3 給水装置の構成

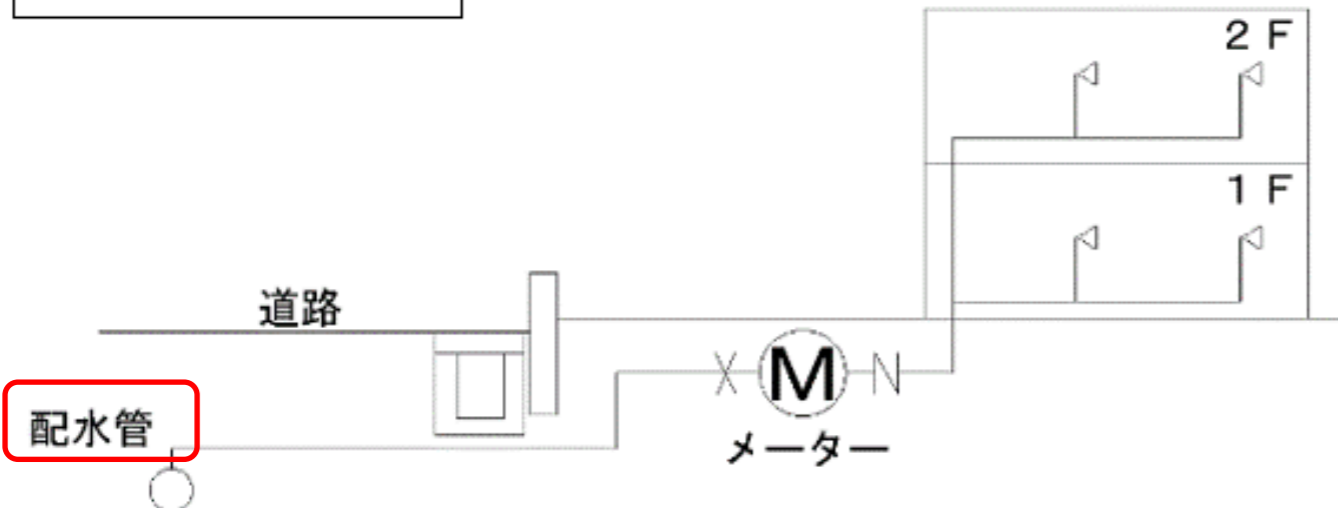


P.6 2-3 給水装置の構成



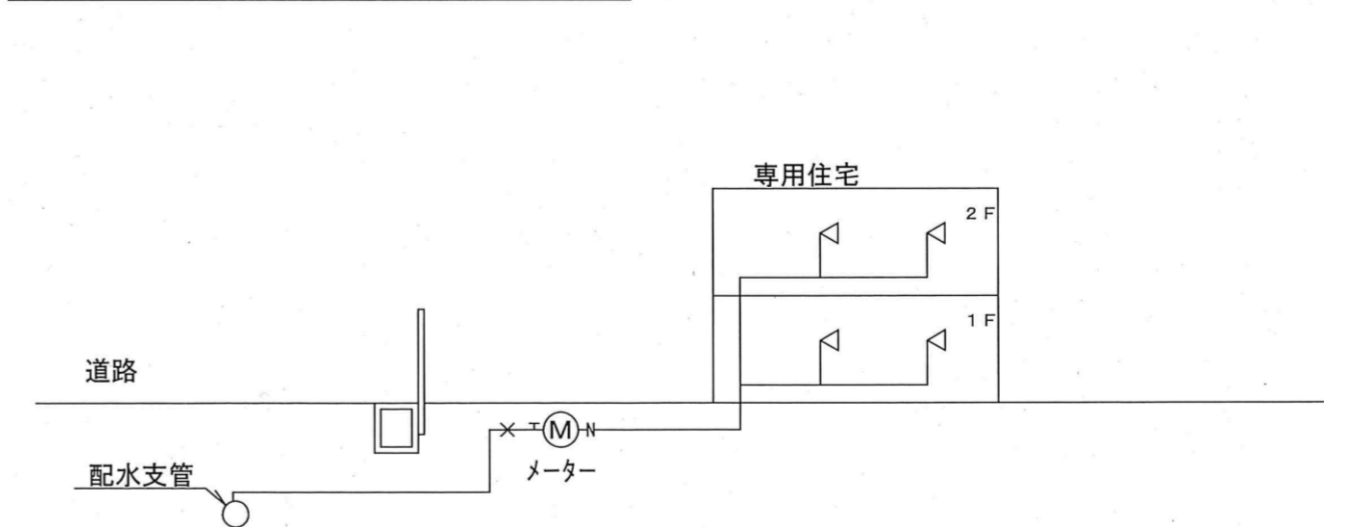
P.8 2-4-2 直結式

直結直圧式(専用住宅の場合)

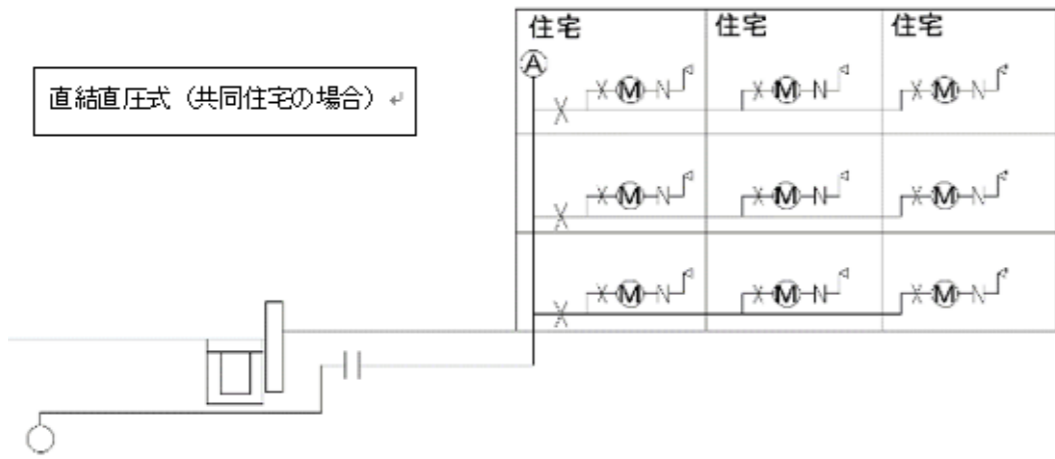


P.8 2-4-2 直結式

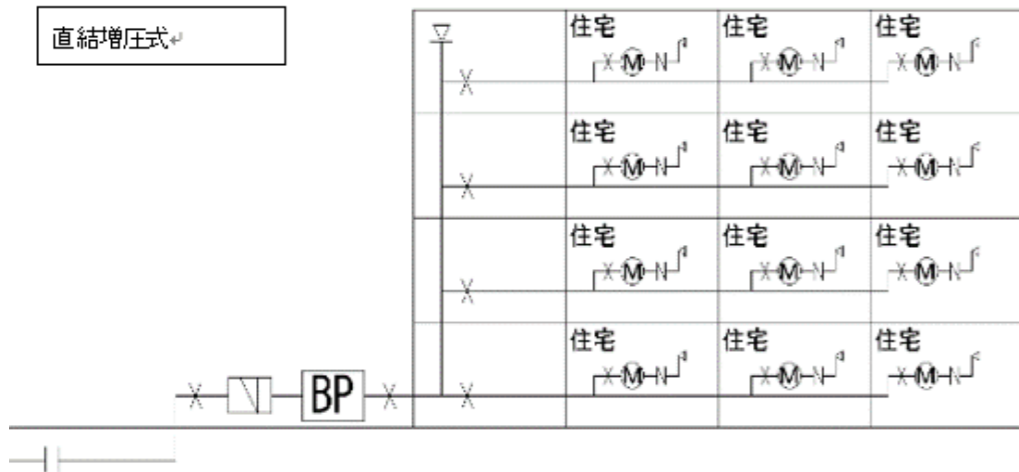
直結直圧式(専用住宅の場合)



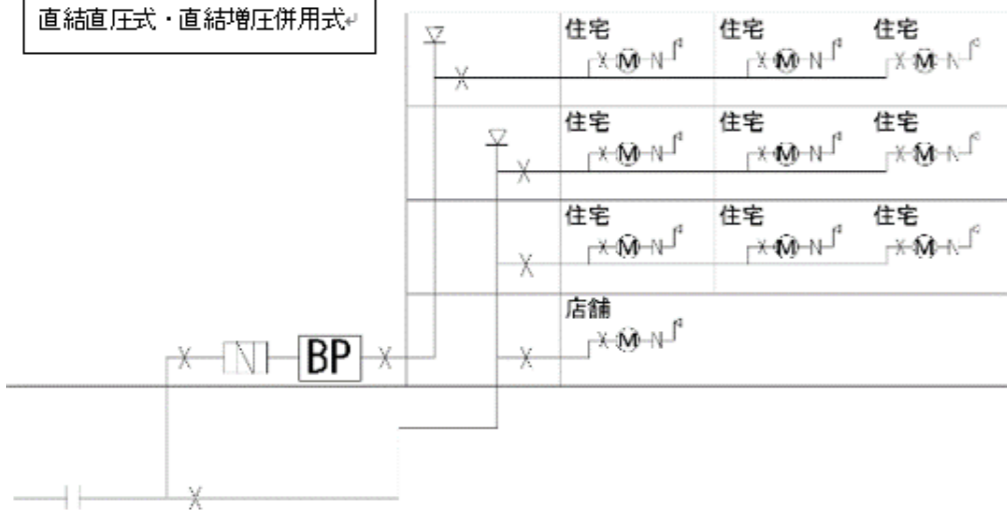
直結直圧式（共同住宅の場合）



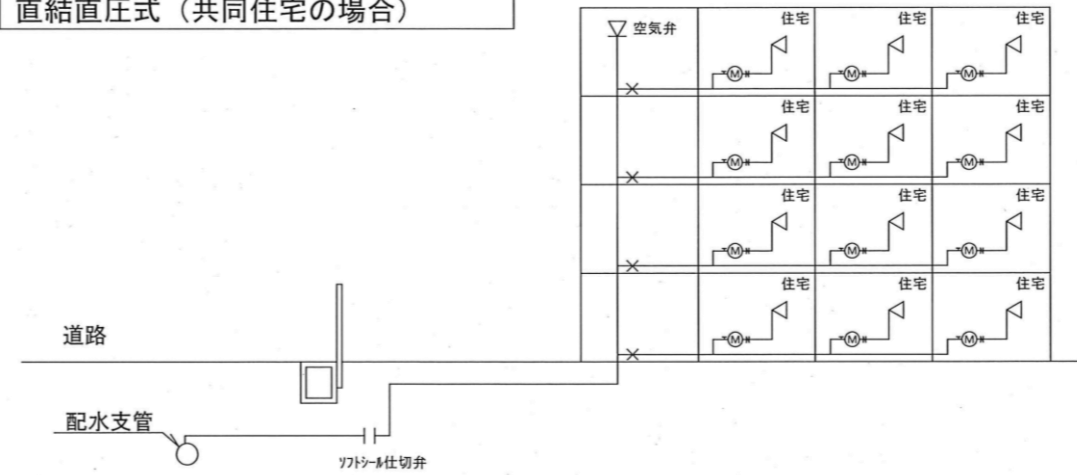
直結増圧式



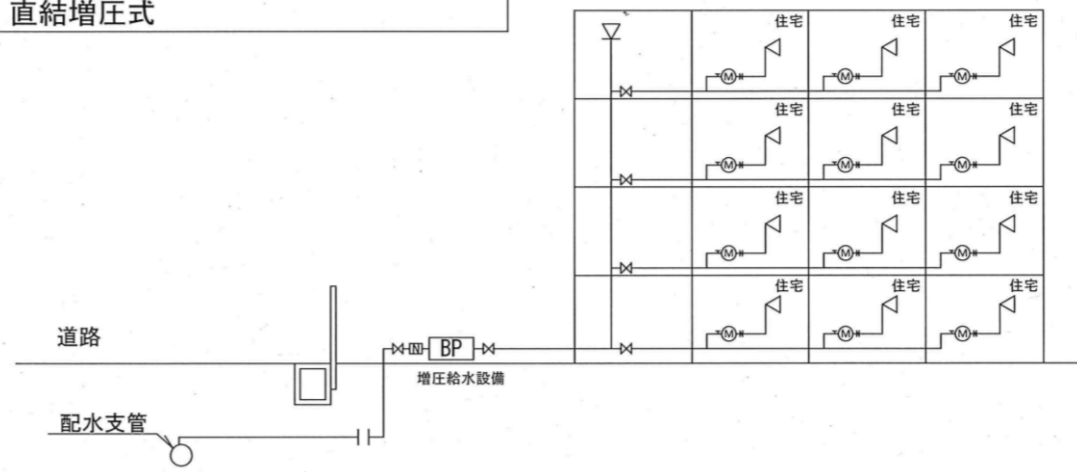
直結直圧式・直結増圧併用式



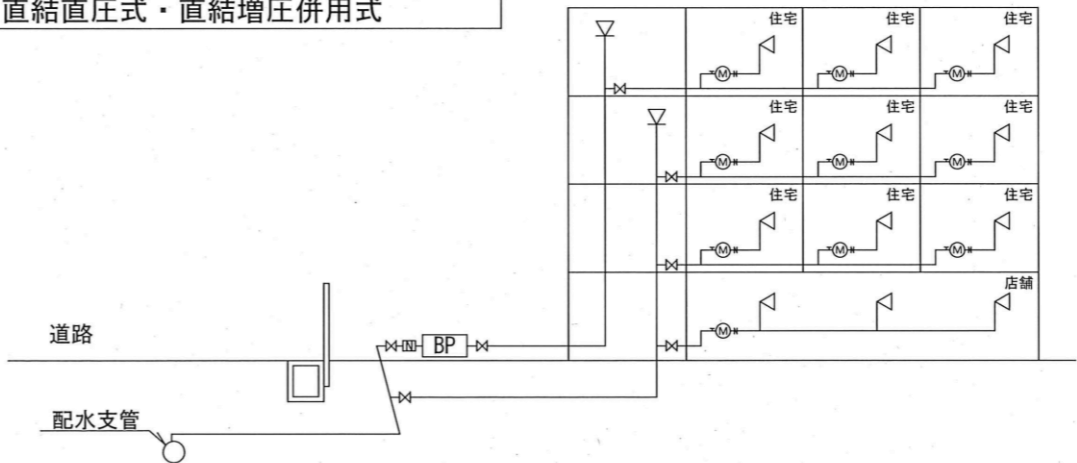
直結直圧式（共同住宅の場合）



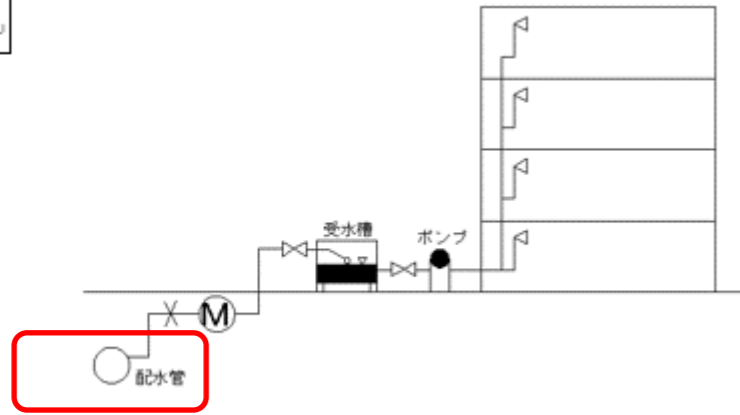
直結増圧式



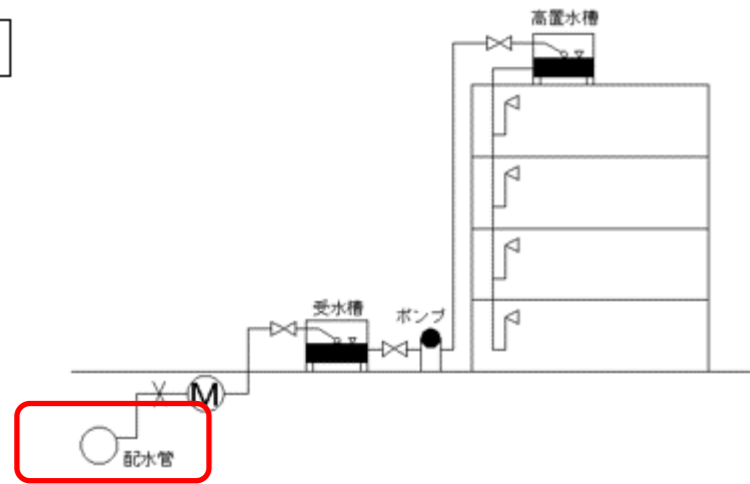
直結直圧式・直結増圧併用式



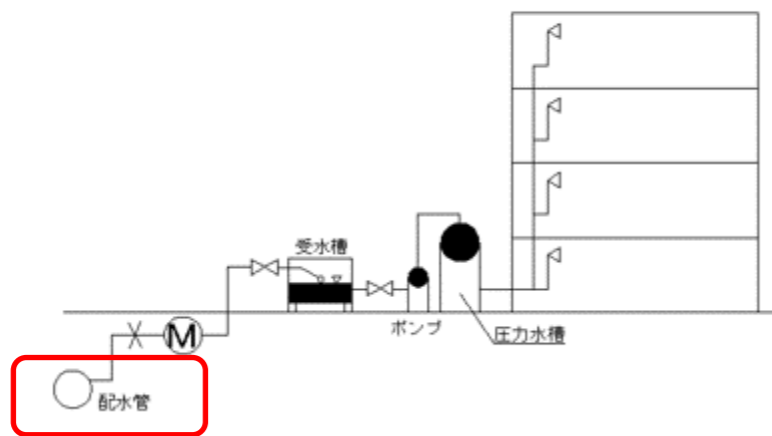
ポンプ直送式



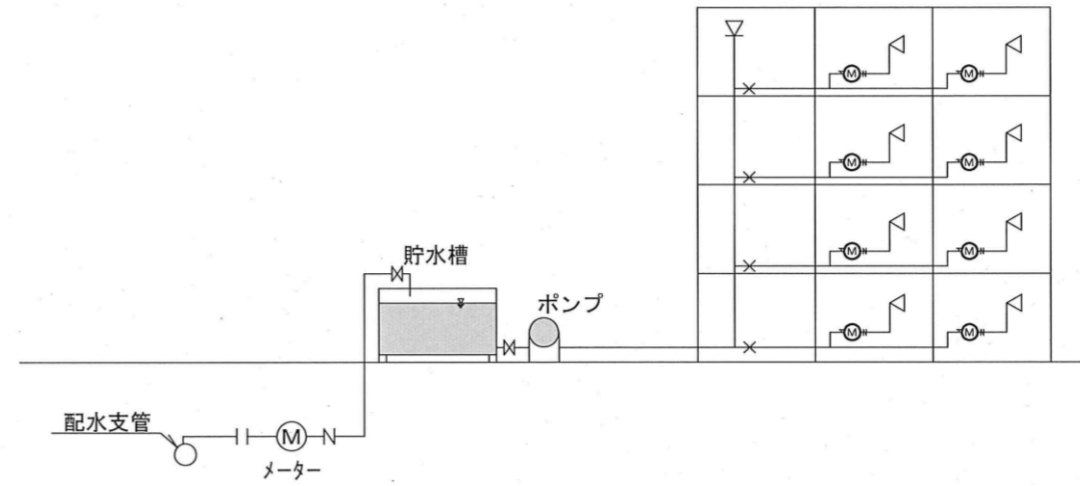
高置水槽式



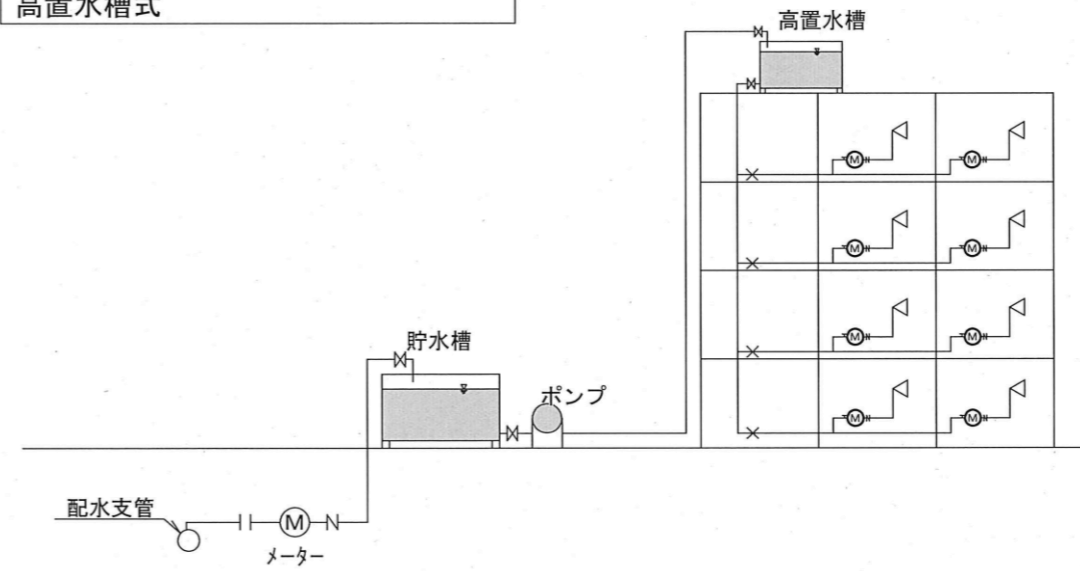
圧力水槽式



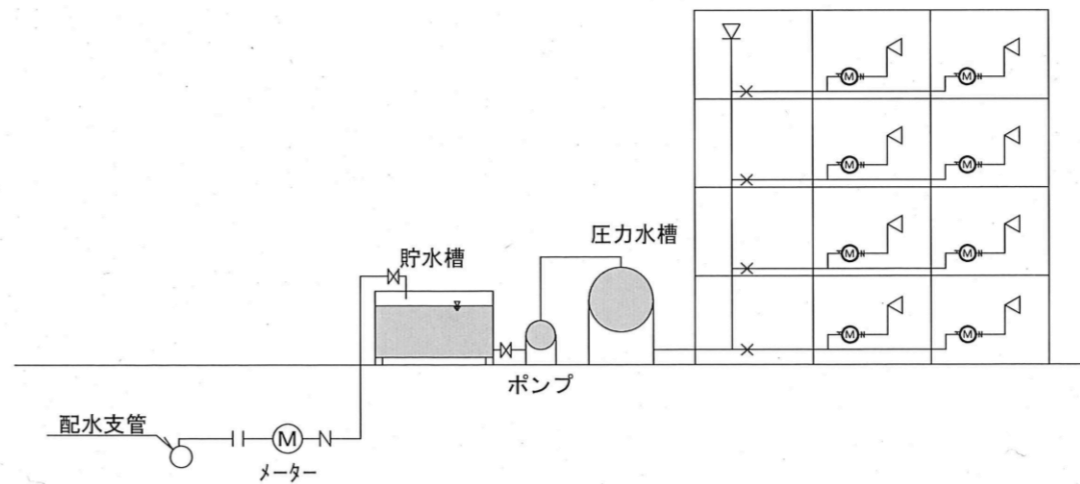
ポンプ直送式



高置水槽式

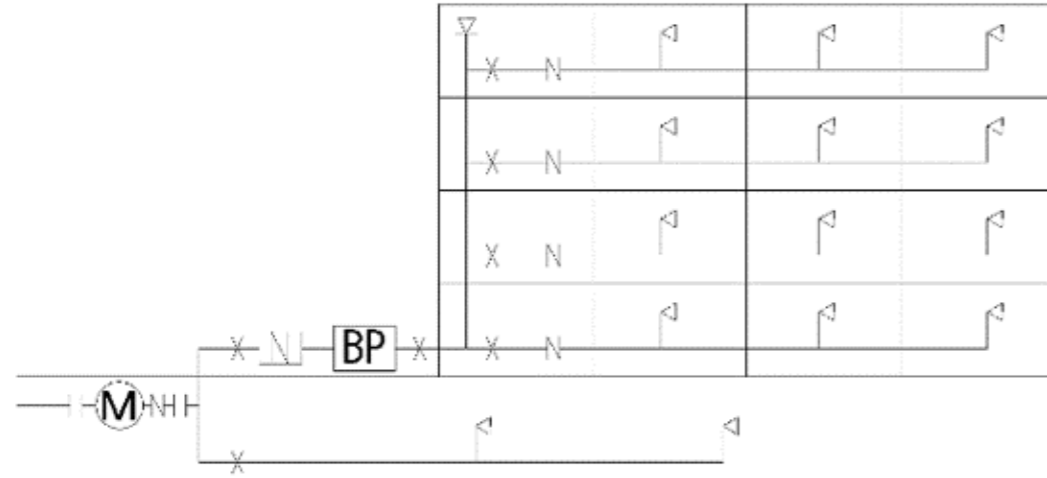


圧力水槽式

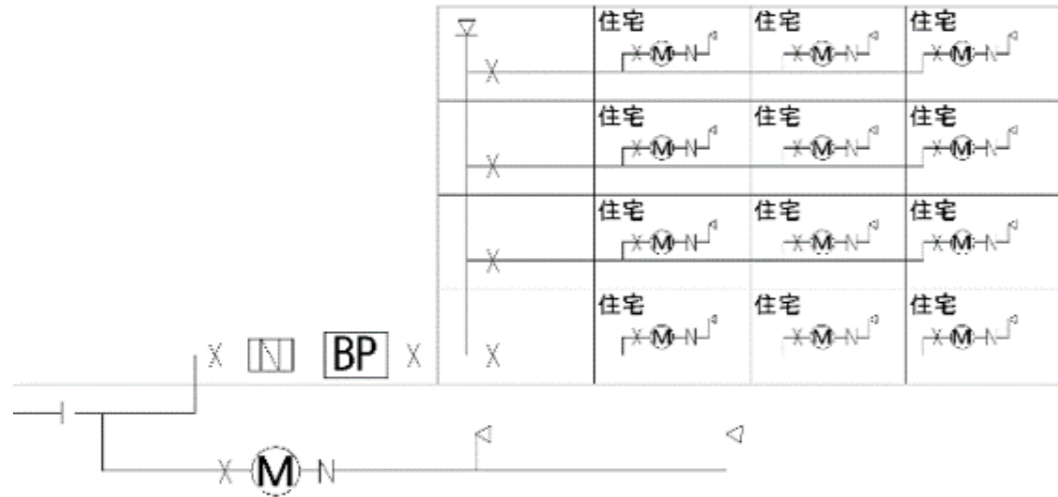


<直結増圧式給水参考図>

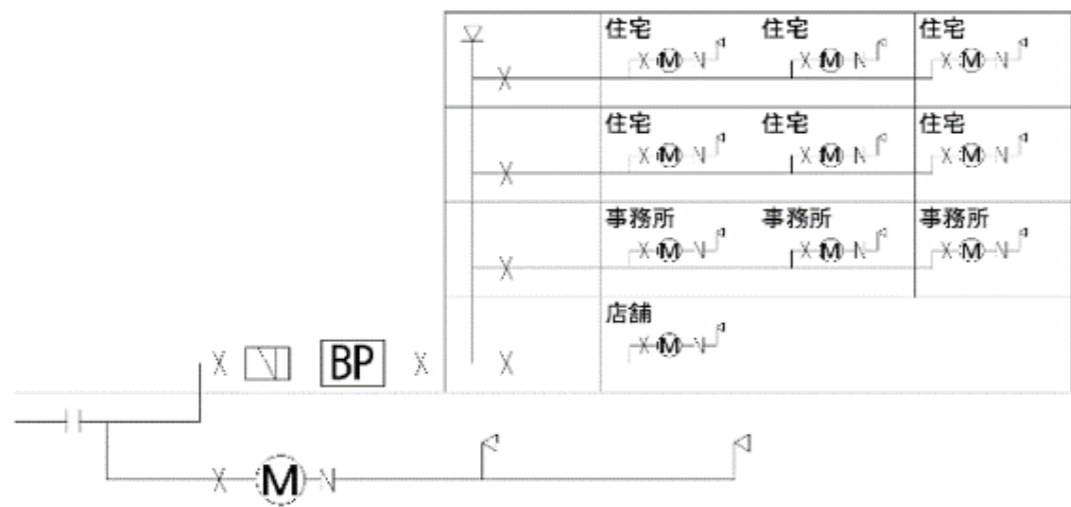
①事務所、独身寮等 (直結増圧式給水：一括メーター検針)



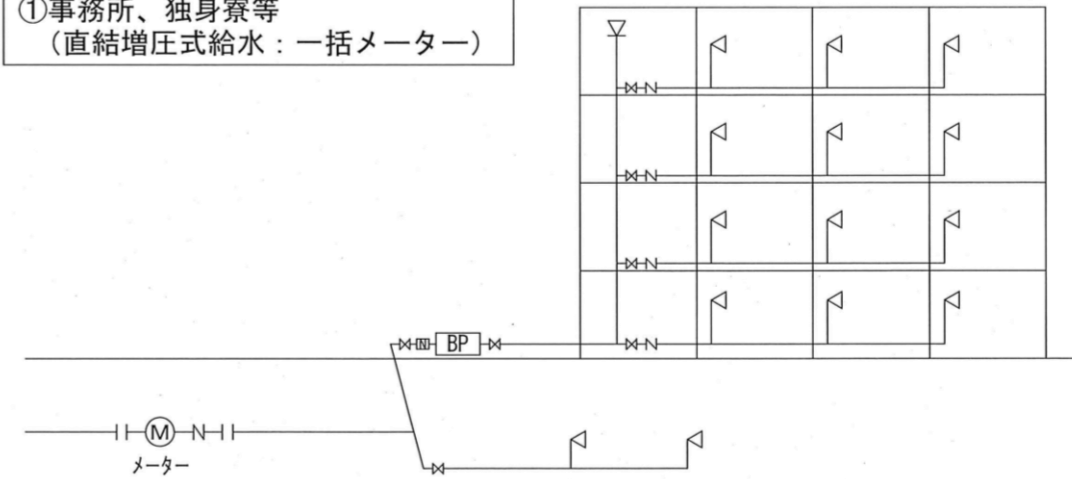
②共同住宅 (各戸検針)



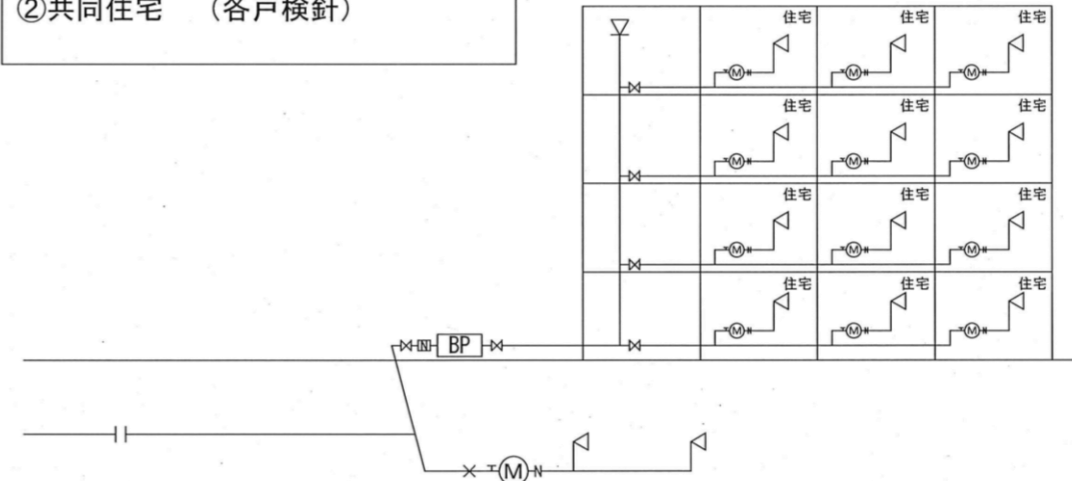
③店舗併用共同住宅 (各戸検針)



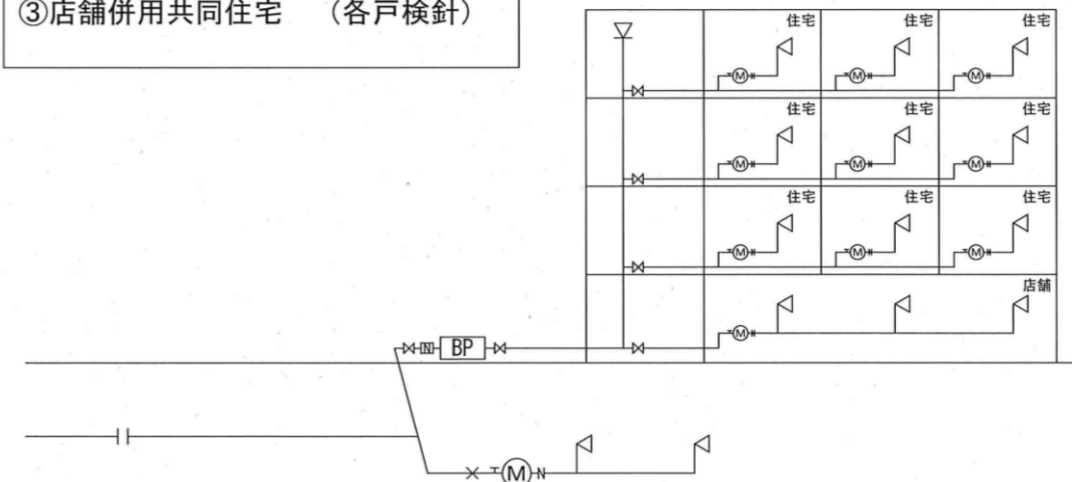
①事務所、独身寮等 (直結増圧式給水：一括メーター)



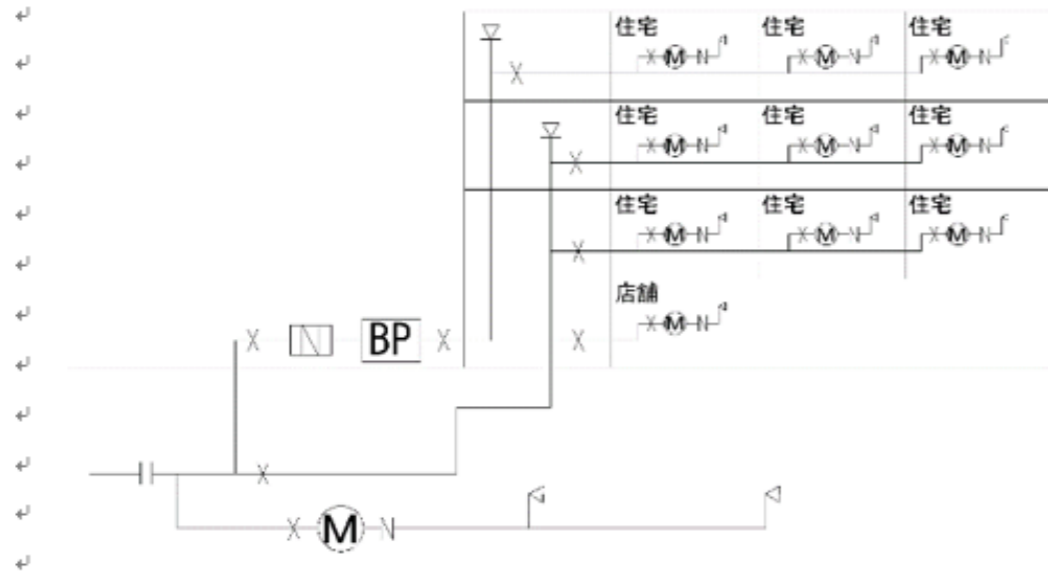
②共同住宅 (各戸検針)



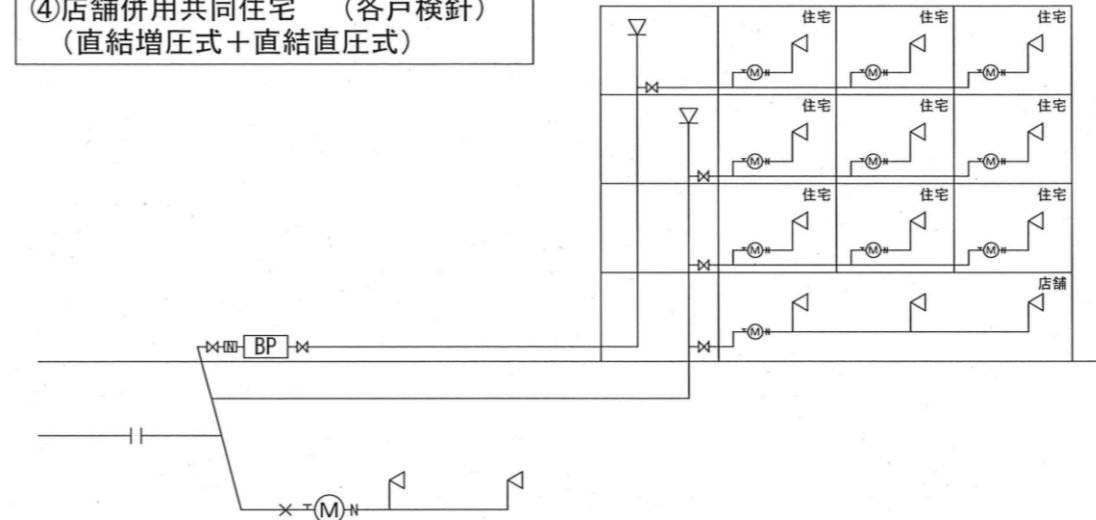
③店舗併用共同住宅 (各戸検針)



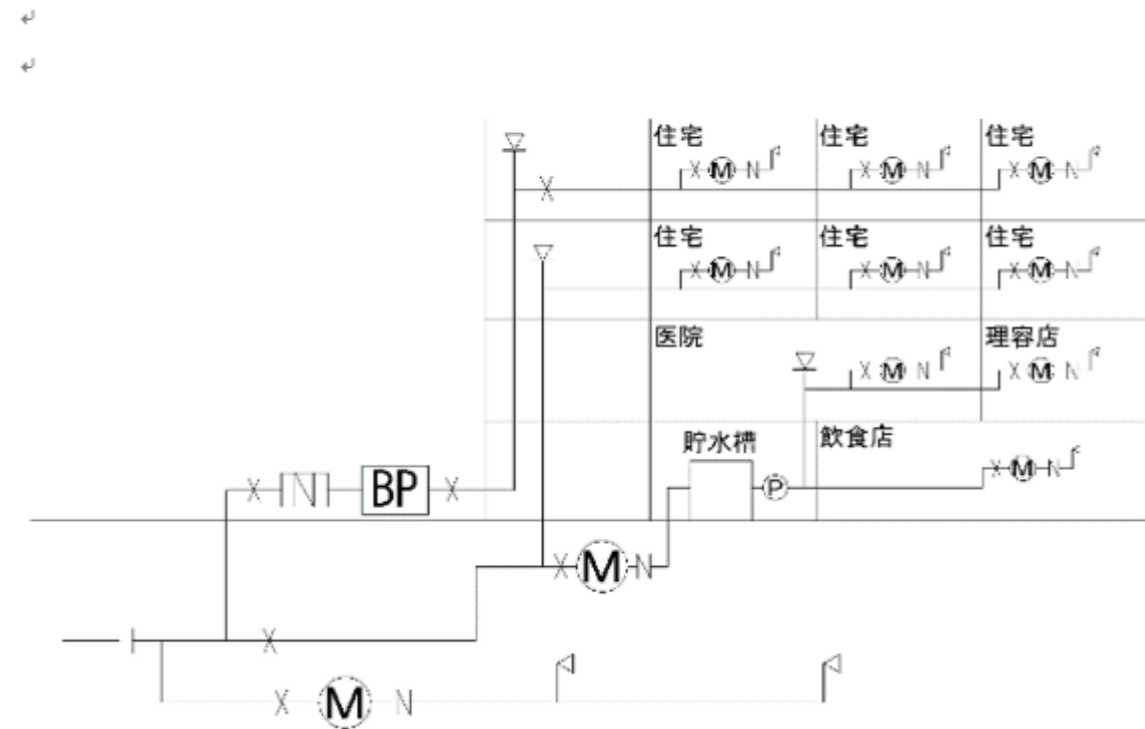
④ □店舗併用共同住宅（直結増圧式+直結直圧式：各戸検針）



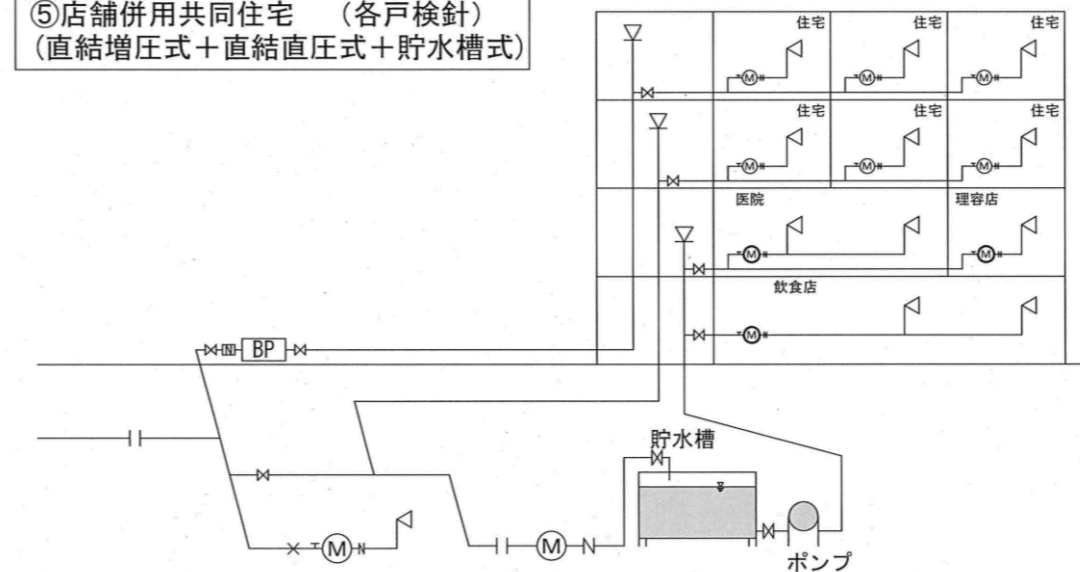
④ □店舗併用共同住宅（各戸検針）  
（直結増圧式+直結直圧式）



⑤ □店舗併用共同住宅（直結増圧式+直結直圧式+貯水槽式：各戸検針）



⑤ □店舗併用共同住宅（各戸検針）  
（直結増圧式+直結直圧式+貯水槽式）



P.24 2-5-5 既存建物における直結給水への切替え

貯水槽及び高置水槽を使用している既設建物において、貯水槽を経由せず直結給水する場合は、次による。

適用条件等

- 1 水理計算により、直結給水による給水に支障がないことを確認すること。
- 2 既設給水設備に対し水圧検査(1.75Mpa 以上)及び水質検査を実施すること。
- 3 揚水管の上流側には適切な逆流防止措置を行うこと。
- 4 直結式とした場合は、共用栓など直結直圧の給水栓を設けること。
- 5 直結増圧方式とする場合は、2-5-4直結増圧式を準用すること。

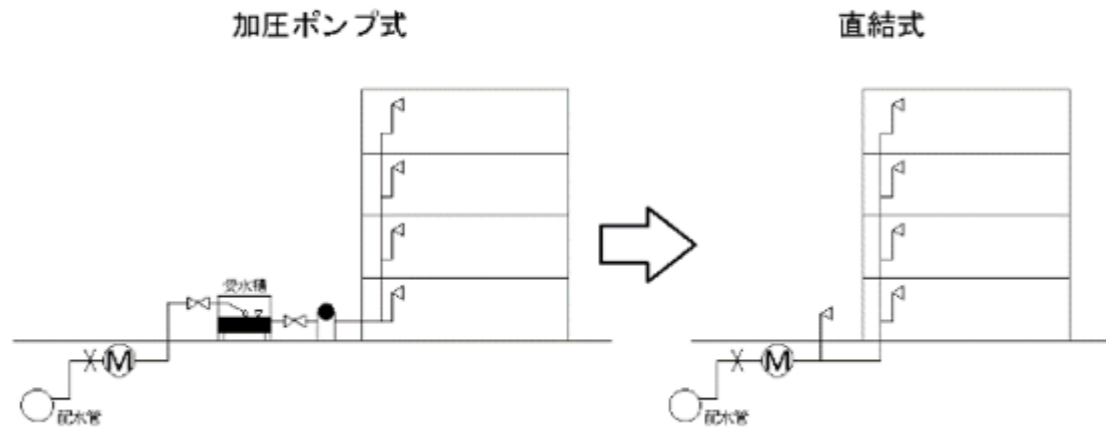
P.24 2-5-5 既存建物における直結給水への切替え

貯水槽及び高置水槽を使用している既設建物において、貯水槽を経由せず直結給水する場合は、次による。

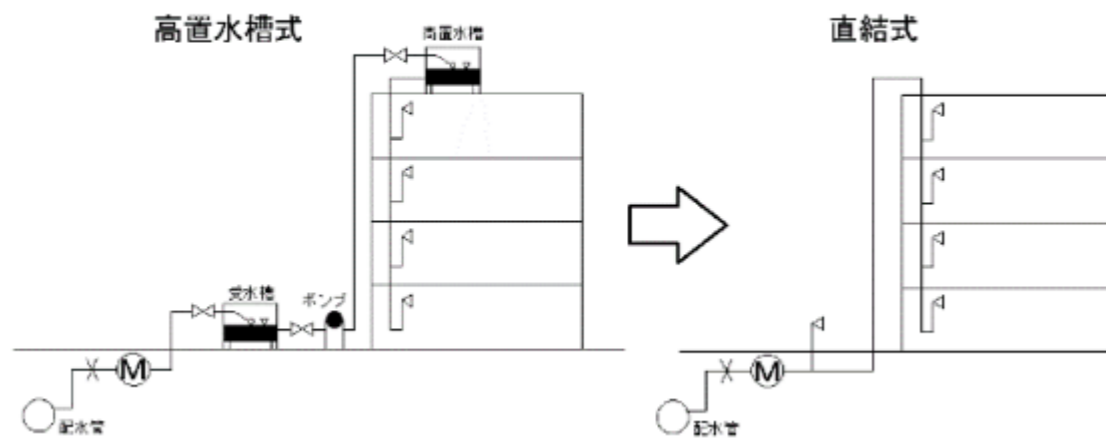
適用条件等

- 1 水理計算により、直結給水による給水に支障がないことを確認すること。
- 2 既設給水設備に対し、P.166に記載されている耐圧検査(1.75Mpa 以上)及び下記の水質検査を実施し、上下水道局へ提出すること。
- 3 揚水管の上流側には適切な逆流防止措置を行うこと。
- 4 直結式とした場合は、共用栓など直結直圧の給水栓を設けること。
- 5 直結増圧方式とする場合は、2-5-4直結増圧式を準用すること。

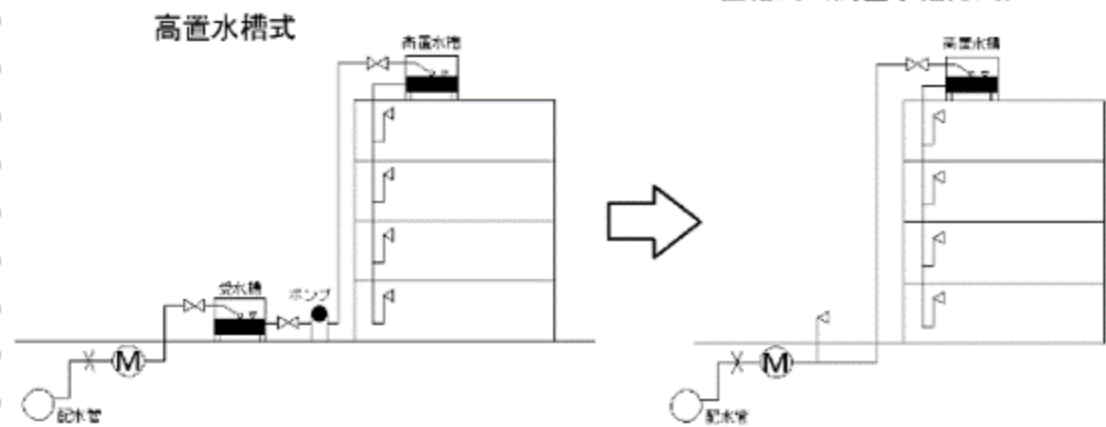
(1) 加圧ポンプ式⇒直結式



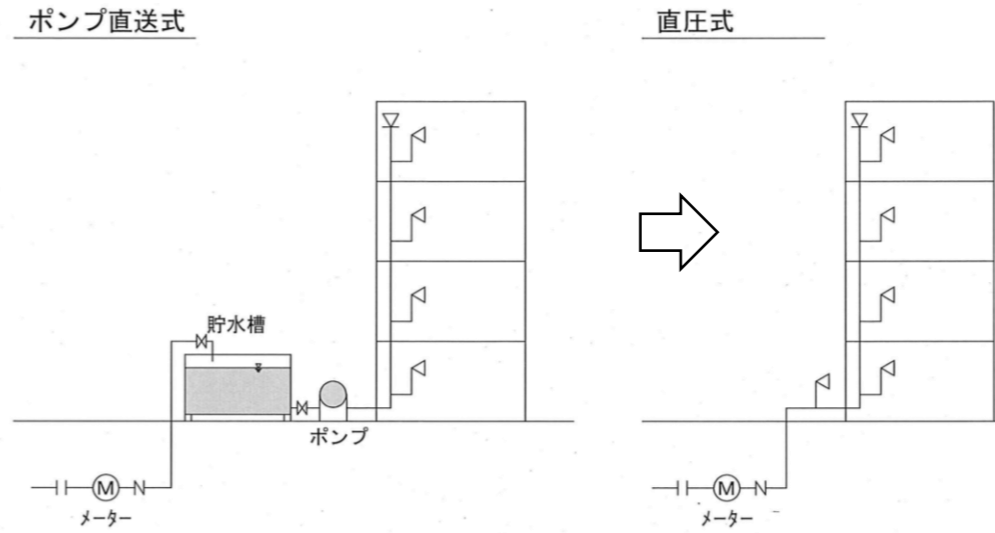
(2) 高置水槽式⇒直結式 (高置水槽撤去)



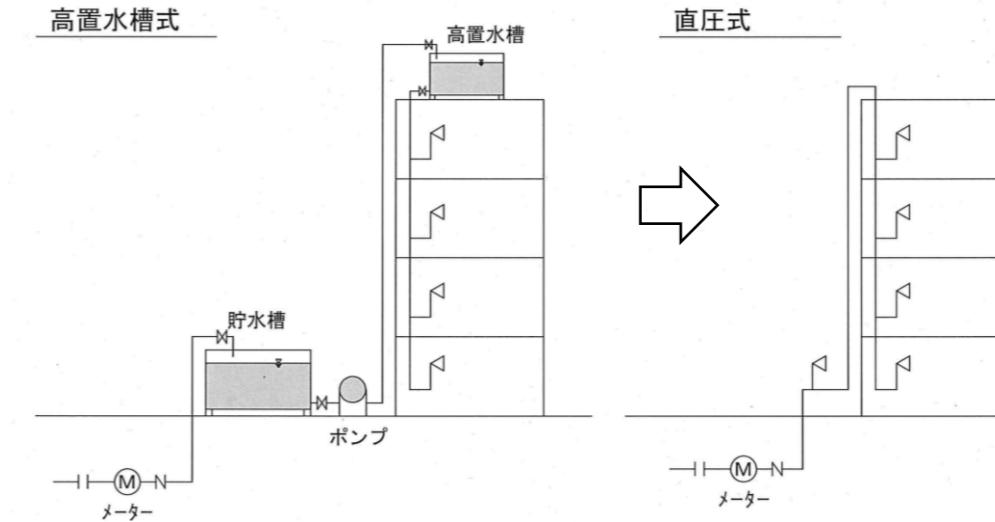
(3) 高置水槽式⇒直結式 (高置水槽方式) 貯水槽式 ⇒ 直結式 (高置水槽方式)



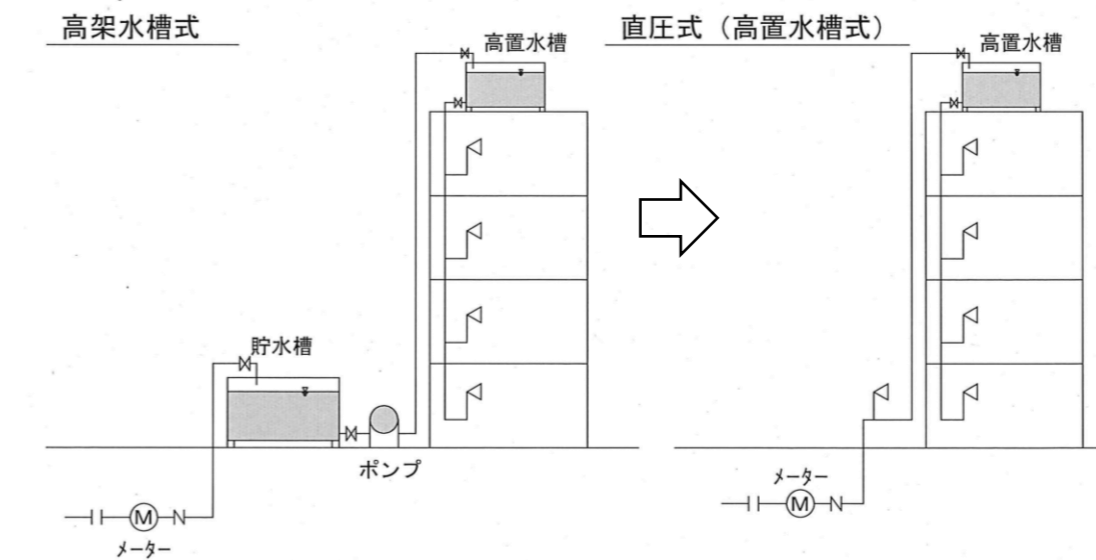
(1) 加圧ポンプ式 ⇒ 直結式



(2) 高置水槽式 ⇒ 直結式 (高置水槽 撤去)



(2) 高置水槽式 ⇒ 直結式 (高置水槽 撤去)



P.43 2-7-2 貯水槽総容量の決定

[解説]

1. 貯水槽の容量

貯水槽の有効容量は、使用水量、使用時間及び入水量等を考慮し、計画1日使用水量の4/10～6/10程度を標準として決めるもので、一般には次の式を標準とする。

$$\text{有効容量} = (\text{計画1日使用水量}) \div (\text{1日当り使用時間}) \times 6 \text{時間}$$

配水管の布設状況により、最大容量12時間分とする。また、配水管の水圧に著しく影響を及ぼすおそれのある場合及び計画1日使用水量が150m<sup>3</sup>以上の時は、夜間給水(22時～6時)とし、計画1日使用水量に相当する貯水槽を設置し、流入時間を制限すること。

P.43 2-7-2 貯水槽総容量の決定

[解説]

1. 貯水槽の容量

貯水槽の有効容量は、使用水量、使用時間及び入水量等を考慮し、計画1日使用水量の4/10～6/10程度を標準として決めるもので、一般には次の式を標準とする。

$$\text{有効容量 (m}^3\text{)} = (\text{計画1日使用水量 : 1日当たりの単位使用水量} \times \text{単位数}) \div (\text{1日当り使用時間}) \times (\text{貯水時間})$$

~~配水管の布設状況により、最大容量12時間分とする。また、~~なお、「配水管の水圧に著しく影響を及ぼすおそれのある場合及び」計画1日使用水量が150m<sup>3</sup>以上の時は、夜間給水(22時～6時)とし、計画1日使用水量に相当する貯水槽を設置し、流入時間を制限することとするが、管理者と協議し、他の使用者への影響が生じないと管理者が判断した場合はこの限りではない。

(注) 受水槽の最大容量：滞留等により、槽内の水質が悪化せず、槽内の水が入れ替わる規模の容量とすること。

P.55 3-2-3 給水用具

水道メーターの1次側(φ50mm以上は、第一バルブまで)で使用できる給水用具及び筐類は「表3-2-6 水道メーター上流側で使用できる給水用具及び筐類」のとおりとする。

表 3-2-6 水道メーター上流側で使用できる給水用具及び筐類

名称	給水管口径	規格	備考
栓類	铸铁用サドル付分水栓	φ25mm以下	JWWA B 117 ボール型 インサートリング付 防蝕フィルム付
	分水EFサドル (プラグ・止水機構付)	φ25mm以下	
	乙型止水栓	φ20～25mm	両水平おねじ
	副止水栓	φ13～25mm	伸縮型 平行おねじ 蝶ハンドル
弁類	埋設用バルブ	φ40mm	JWWA B 122 両テーパー めねじ 丸ハンドル
	ソフトシール仕切弁	φ50mm～	材料承認委員会で認めたもの 右開き 左閉じ
筐類 (ボックス)	止水栓ボックス	φ20～25mm	φ100 H=300 固定型 伸縮型 ブルー蓋
		φ40mm	φ150 H=300 固定型 ブルー蓋
	仕切弁筐	φ50mm～	材料承認委員会で認めたもの φ350 VOS-32G-20LA
	ハイピット	φ50mm～	材料承認委員会で認めたもの φ350 NHVO-35
メーターユニット PS用	φ13～25mm	ボールバルブ 逆止弁一体型 圧着式 金属製台座固定式	東京都タイプ
バルブ付割T字管	取出口径 φ20～25、φ50mm	材料承認委員会で認めたもの フランジ型	配水本管口径 φ350mm以上

P.55 3-2-3 給水用具

水道メーターの1次側(φ50mm以上は、第一バルブまで)で使用できる給水用具及び筐類は、「表3-2-6 水道メーター上流側で使用できる給水用具及び筐類」のとおりとする。

表 3-2-6 水道メーター上流側で使用できる給水用具及び筐類

名称	給水管口径	規格	備考	
栓類	铸铁用サドル付分水栓	φ50mm以下	JWWA B 117 ボール型 インサートリング付 防蝕フィルム付	
	分水EFサドル (プラグ・止水機構付)	φ50mm以下		
	乙型止水栓	φ20～25mm	両水平おねじ	
	副止水栓	φ13～25mm	伸縮型 平行おねじ 蝶ハンドル	
弁類	埋設用バルブ	φ40mm	JWWA B 122 両テーパー めねじ 丸ハンドル	
	ソフトシール仕切弁	φ50mm～	材料承認委員会で認めたもの 右開き 左閉じ	
筐類	止水栓ボックス	φ20～25mm	φ100 H=300 固定型 伸縮型 宅地内：ブルー蓋(樹脂製) 車道等：黒蓋(铸铁製)	
		φ40mm	φ150 H=300 固定型 ブルー蓋	
	仕切弁筐・ハイピット	φ50mm～	材料承認委員会で認めたもの φ250 NVKS-21G-15L φ250 NHVO-25 φ350 CVOS-32G-15L φ350 NHVO-35	宅地内のみφ250使用可能 (開発道路内等の道路上は不可)
				既設給水管を使用する場合
メーターユニット PS用	φ13～25mm	ボールバルブ 逆止弁一体型 圧着式 金属製台座固定式	東京都タイプ	
バルブ付割T字管	φ50mm	材料承認委員会で認めたもの フランジ型	配水支管 φ50mmの同径分岐の場合	
	φ75mm～		配水支管 φ100～300mm	

P.61 4-3 給水管の埋設深さ及び占用位置

1. 給水管の埋設場所及び深さは、次のとおりとする。

(4) 私道の給水管の埋設深さは、一般車輛の通行する共有道路及び分譲地内道路は原則として1.1m以上とし、それ以外の私道は0.6m以上とすること

P.61 4-3 給水管の埋設深さ及び占用位置

1. 給水管の埋設場所及び深さは、次のとおりとする。

(4) 私道の給水管の埋設深さは、一般車輛の通行する共有道路及び分譲地内道路は原則として~~1.1m~~1.8m以上とし、それ以外の私道は0.6m以上とすること



<p>P. 63 4-4-5 工事記録写真の撮影</p> <p>給水管を布設する場合は、施工状況、工事着手前後及び周辺の工作物が判明できる写真を撮影するものとし、撮影要領は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 撮影は写真用黒板等を使用し、申請者名、指定業者、給水装置工事番号及び撮影年月日等の必要要件を記入すること。</li> <li>2. 箱尺または帯広テープ等を使用し、土被り、掘削幅及び復旧面積等が判読できるよう撮影すること。</li> <li>3. 指定業者は、工事完成検査時に写真を提出するとともに3年間保管し、管理者の請求があった場合は提出しなければならない。</li> </ol>	<p>P. 63 4-4-5 工事記録写真の撮影</p> <p>給水管を布設する場合は、施工状況、工事着手前後及び周辺の工作物が判明できる写真を撮影するものとし、撮影要領は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 撮影は写真用黒板等を使用し、申請者名、指定業者、給水装置工事番号及び撮影年月日等の必要要件を記入すること。</li> <li>2. 箱尺または帯広テープ等を使用し、土被り、掘削幅及び復旧面積等が判読できるよう撮影すること。</li> <li>3. <b>撮影基準については、各管理者が定める写真管理に係る基準 及び 出来形管理基準の基準と照合できる形で撮影を行わなければならない。</b></li> <li>4. 指定業者は、工事完成検査時に写真を提出するとともに3年間保管し、管理者の請求があった場合は提出しなければならない。</li> </ol>
<p>P. 64 4-5-1 掘削</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路掘削にあたっては、道路管理者または河川管理者の許可を得た後に管理者の定める基準及び条件に従い施工すること。また、必要に応じ、環境事業センター、消防署への届け出をすること。</li> <li>2. 掘削に先立ち、地上及び地下構造物を調査し、損傷を与えないよう注意しなければならない。</li> <li>3. 地下埋設物については、必要に応じて各企業に立合いを求め、確認のうえ施工すること。</li> <li>4. 掘削は、標準図に従い、直線とし、えぐり掘りを行ってはならない。</li> <li>5. 交通が頻繁な場所の掘削にあたっては、交通量の比較的少ない時間等を選ぶように心掛けること。</li> </ol>	<p>P. 64 4-5-1 掘削</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路掘削にあたっては、道路管理者または河川管理者の許可を得た後に管理者の定める基準及び条件に従い施工すること。また、必要に応じ、環境事業センター、消防署への届け出をすること。</li> <li>2. 掘削に先立ち、地上及び地下構造物を調査し、損傷を与えないよう注意しなければならない。</li> <li>3. 地下埋設物については、必要に応じて各企業に立合いを求め、確認のうえ施工すること。</li> <li>4. 掘削は、標準図に従い、直線とし、えぐり掘り（<b>たぬき掘り</b>）を行ってはならない。</li> <li>5. 交通が頻繁な場所の掘削にあたっては、交通量の比較的少ない時間等を選ぶように心掛けること。</li> </ol>
<p>P. 65 4-5-3 路面復旧</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 復旧後は、かし責任を有するため、工事監督等にあたっては、更に厳格を期するよう努めること。</li> </ol>	<p>P. 65 4-5-3 路面復旧</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 復旧後は、<b>かし契約不適合</b>責任を有するため、工事監督等にあたっては、更に厳格を期するよう努めること。</li> </ol>
<p>P. 67 4-6-1 分岐</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給水管は、原則として口径 350mm 未満の<b>配水管</b>から分岐するものとし、道路の境界までは<b>配水管</b>とほぼ直角に布設すること。</li> <li>2. 公道内に布設する給水管の口径は、20mm 以上とする。</li> <li>3. 穿孔箇所の間隔は、30cm 以上離すこと。</li> <li>4. 異形管及び継手からの給水管の分岐は行わないこと。</li> <li>5. 給水管の口径は、分岐する<b>配水管</b>等の口径より小さいものでなければならない。</li> <li>6. <b>配水管</b>等からの分岐は、サドル分水栓、またはバルブ付割 T 字管による。</li> <li>7. 分岐工事にあたっては、<b>配水管</b>であることを十分確認すること。</li> <li>8. 鋳鉄管等の金属管からサドル分水栓を使用して分岐する場合は、スリーブコアを挿入すること。また、設置後防食フィルムで覆うこと。</li> <li>9. <b>配水管</b>からの分岐は、原則として 1 宅地 1 箇所とする。</li> <li>10. 分岐にあたっては、<b>配水管</b>等の外面を十分清掃し、サドル分水栓等の給水器具の取り付けは水平にし、ボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。 また、水圧テストポンプを使用し、サドル分水栓は 1.75MPa、バルブ付 T 字管は 0.75～1.00Mpa に加圧したうえ、約 1 分間圧力を保持し、漏水の有無を確認すること。</li> <li>11. 穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。</li> <li>12. 穿孔は内面塗膜面等に悪影響を与えないようにすること。</li> <li>13. 穿孔にあたっては、切りくずや片断面は確実に取り除き、通水の障害にならないよう注意すること。</li> <li>14. <b>配水管</b>と給水管の布設を同時施工する場合、<b>配水管</b>に通水しない状態での空穿孔を行わないこと。</li> <li>15. 水道配水用ポリエチレン管からの分岐工事で、口径φ20・25mm については、分水 EF サドル（プラグ・止水機構付）とする。なお、分岐する者は、製造メーカーから発行される「水道用ポリエチレン管 施工講習の修了証」を携帯すること。</li> <li>16. <b>配水管</b>の穿孔はタイプ別専用の穿孔用ホルソ 及び シャンクを取り付けて行うこと。</li> <li>17. 給水管取出し工事と同時に、同じ掘削内で分水止めを行う工事における掘削幅は、施工性とサドル分水栓の離隔を考慮し、90cm 以上とする。</li> <li>18. 給水管を廃止する場合や敷地内に複数ある給水管については、使用する予定がないものは必ず<b>配水管</b>からの分岐で分水止めを行い、公道上の給水管は撤去すること。 また、<b>配水管</b>からの分水止め並びに給水管の撤去を行わない場合は、メーターを設置し、給水栓を取り</li> </ol>	<p>P. 67 4-6-1 分岐</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給水管は、原則として<b>配水支管（口径 300mm 以下）</b>から分岐するものとし、道路の境界までは<b>配水支管</b>とほぼ直角に布設すること。</li> <li>2. 公道内に布設する給水管の口径は、20mm 以上とする。</li> <li>3. 穿孔箇所の間隔は、<b>分岐部材の面一面で 30cm</b> 以上離すこと。また、異形管及び継手からの給水管の分岐は行わないこと。</li> <li>4. 異径管及び継手からの給水取出しを行わないこととし、給水管の口径は、<b>配水支管の口径よりも小さいものでなければならない。ただし、配水支管口径がφ50mm の場合は、同口径でも構わないものとする。</b></li> <li>5. <b>配水支管</b>等からの分岐は、サドル分水栓、またはバルブ付割 T 字管による。</li> <li>6. 分岐工事にあたっては、<b>配水支管</b>であることを十分確認すること。</li> <li>7. 鋳鉄管等の金属管からサドル分水栓を使用して分岐する場合は、スリーブコアを挿入すること。また、設置後防食フィルムで覆うこと。</li> <li>8. <b>配水支管</b>からの分岐は、原則として 1 宅地 1 箇所とする。</li> <li>9. 分岐にあたっては、<b>配水支管</b>等の外面を十分清掃し、サドル分水栓等の給水器具の取り付けは水平にし、ボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。 また、水圧テストポンプを使用し、サドル分水栓は <b>1.75MPa（分水 EF サドルを除く）</b>、バルブ付 T 字管は <b>0.75～1.00Mpa</b> に加圧したうえ、約 1 分間圧力を保持し、漏水がないことを確認すること。 <b>分水 EF サドルの場合は、融着の冷却時間及び水圧試験が可能な時間を経過後に、給水管内に水張りを行い、水圧ポンプで 1.75MPa まで昇圧し 2 分間保持、その後 1.75MPa まで再昇圧し 2 分間保持、再度 1.75MPa まで昇圧した後に 6 分間保持し、最終的に給水管からの漏水がないことを目視で確認をすること。</b></li> <li>10. <b>配水支管</b>の穿孔は、<b>機具を確実に取り付け、その配水支管の仕様に応じたドリル、カッターの刃を使用するものとし、配水支管の内面塗膜面等に悪影響を与えないようにすること。また、切りくずや片断面は確実に取り除き、通水の障害にならないよう注意すること。</b></li> <li>11. <b>配水支管</b>と給水管の布設を同時施工する場合、<b>配水支管</b>に通水しない状態での空穿孔を行わないこと。（<b>ただし、水道配水用ポリエチレン管の場合は、この限りではない。</b>）</li> <li>12. 水道配水用ポリエチレン管からの分岐工事で、口径φ<b>20～50mm</b>については、分水 EF サドル（プラグ・止水機構付）とする。なお、分岐する者は、製造メーカーから発行される「水道用ポリエチレン管 施工講習の修了証」を携帯すること。</li> <li>13. 給水管取出し工事と同時に、同じ掘削内で分水止めを行う工事における掘削幅は、施工性とサドル分水栓</li> </ol>

付けること。なお、使用しない給水管を止水栓で止めておくことは認めない。

1 9. 分岐方法については、別紙図表 (P. 69~P. 71) を参照すること。

[解 説]

3. について

穿孔箇所の間隔は、給水管の取り出し穿孔による管体強度の減少を防止すること。

給水装置相互の流量への影響により、他の需要者の水利用に支障が生じることを防止すること等から、他の給水装置の穿孔箇所から 30cm 以上離すこと。また、維持管理を考慮して配水管等の継手端面からも 30cm 以上離すこと。

4. について

分岐は配水管等の直管部からとする。異形管及び継手からの分岐は、その構造上の確な給水用具の取り付けが困難であり、また、材料仕様からも給水管を分岐してはならない。

5. について

配水管等からの同口径の分岐は原則的に認めないが、給水事情により別途協議することができる。

6. 及び 1 5. について

取出し (分岐) 方法は、次表による。

	ダクタイル鋳鉄管	ポリエチレン管
φ 20~25mm	鋳鉄製サドル分水栓	分水 E F サドル (プラグ・止水機構付)
φ 50mm ~	バルブ付 T 字管	

(注 1) バルブ付 T 字管：補助バルブ付きフランジ型

(注 2) やむを得ず配水本管口径 φ 350mm 以上から分岐する場合は全ての口径においてバルブ付割 T 字管とする。また、バルブ付割 T 字管のフランジ接合部には、必ず補強金具 (3DkN 対応) を設置しなければならない。

7. について

配水管または既設給水管からの給水管の分岐にあたっては、ガス管等の水道管以外の管と誤接続が行われないように、明示テープ、消火栓、仕切弁の位置の確認等及び音聴、試験掘削等により、当該配水管等であることを確認の上、施工しなければならない。

8. について

サドル付分水栓による分岐工法では、穿孔された通水口の金属地肌が露出したままとなるため、この部分から錆こぶが発生し、通水断面が縮少され、水の出不良、赤水等の問題が生ずるためスリーブコアを挿入するものである。

1 0. について

分岐にあたっては、配水管等の外面に付着している土砂、外面被覆材等を除去し、清掃しなければならない。特に、塗覆装鋼管のアスファルトジュートは、確実に取り除くこと。

サドル付分水栓等の給水用具の取り付けに際しては、ゴムパッキン等が十分な水密性を保持できるよう、入念に行うこと。また、ボルトの締め付けは、片締めすると分水栓の移動や、ゴムパッキン等の変形を招くおそれがあるので、必ず平均して締め付けなければならない。

1 1. について

配水管等への穿孔機の取り付けは、配水管等の損傷及び作業の安全を考慮し、確実に取り付けなければならない。また、摩耗したドリル及びカッターは、管のライニング材のめくれ、はく離等が生じやすいので使用してはならない。

1 2. について

配水管等に穿孔する場合は、管種に応じたドリルを使用し、内面ライニング材、内面塗膜等のはく離に注意 すること。

の離隔を考慮し、90cm 以上とする。

1 4. フランジ継手の接合方法や管理については、「水道工事標準仕様書」に基づき、施工・管理を実施すること。(フランジ継手チェックシート等は、「一般社団法人日本ダグタイル鉄管協会 フランジ形ダグタイル鉄管接合要領」を参照のこと)

1 5. 給水管を布設する時は、管種に関係なく、必ずポリエチレンスリーブを被覆するものとし、布設時に必要となるロケーティングワイヤー・管の明示テープは、ポリエチレンスリーブの内部ではなく、ポリエチレンスリーブの外側に設置すること。

[解 説]

3. について

穿孔箇所の間隔は、給水管の取り出し穿孔による管体強度の減少を防止すること。

給水装置相互の流量への影響により、他の需要者の水利用に支障が生じることを防止すること等から、他の給水装置の穿孔箇所から 30cm 以上離すこと。また、維持管理を考慮して配水支管等の継手端面からも 30cm 以上離すこと。また、分岐は配水支管等の直管部からとする。

4. 5. 及び 1 2. について

取出し (分岐) 方法は、次表による。

給水管口径	ダクタイル鋳鉄管	ポリエチレン管
φ 20~50mm	鋳鉄製サドル分水栓	分水 E F サドル (プラグ・止水機構付)
φ 75mm~ (φ 50 mm の同径分岐の場合)	バルブ付 T 字管	

(注 1) バルブ付 T 字管：補助バルブ付きフランジ型

(注 2) バルブ付割 T 字管のフランジ接合部には、必ず補強金具 (3DkN 対応) を設置しなければならない。

6. について

配水支管または既設給水管からの給水管の分岐にあたっては、ガス管等の水道管以外の管と誤接続が行われないように、明示テープ、消火栓、仕切弁の位置の確認等及び音聴、試験掘削等により、当該配水支管等であることを確認の上、施工しなければならない。

7. について

サドル付分水栓による分岐工法では、穿孔された通水口の金属地肌が露出したままとなるため、この部分から錆こぶが発生し、通水断面が縮少され、水の出不良、赤水等の問題が生ずるためスリーブコアを挿入するものである。

9. について

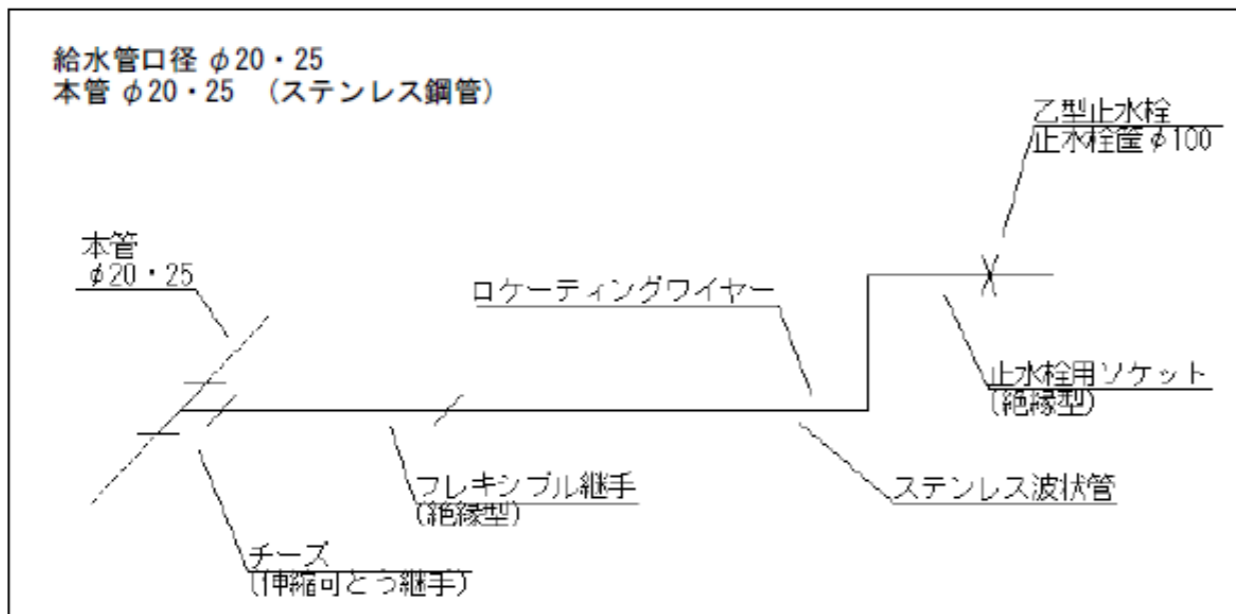
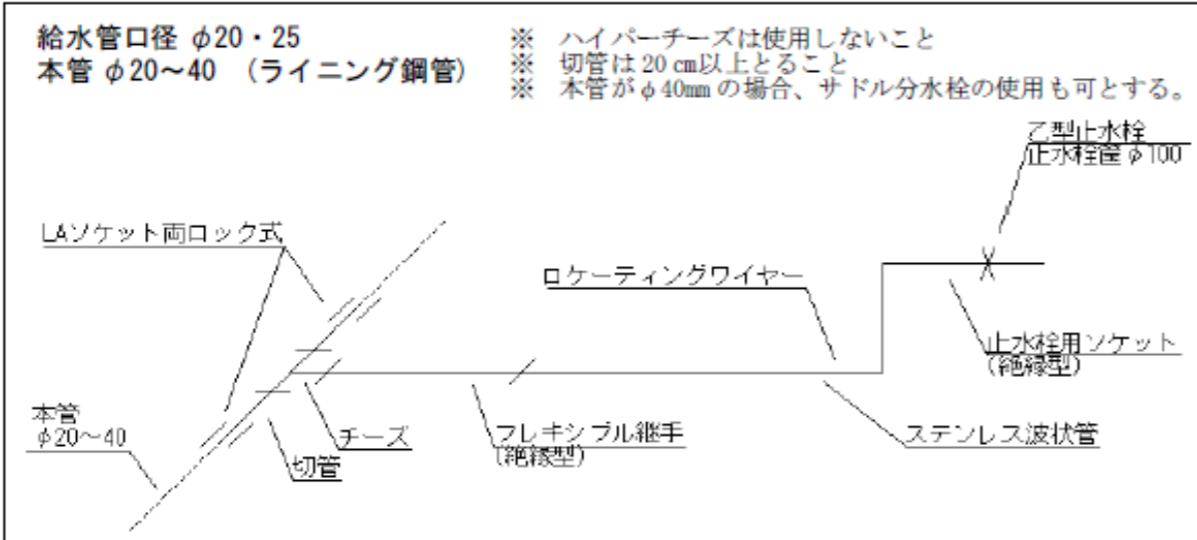
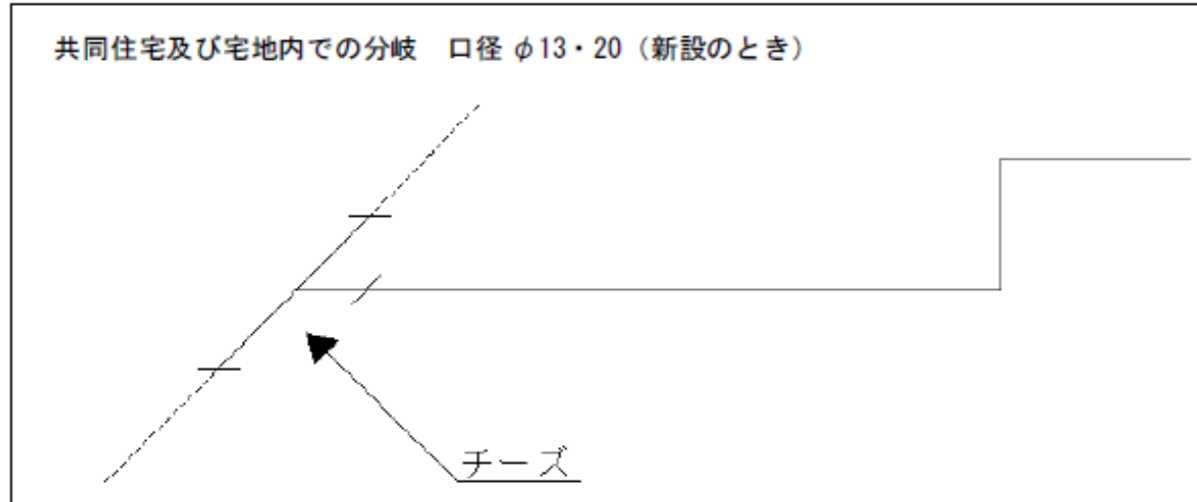
分岐にあたっては、配水支管等の外面に付着している土砂、外面被覆材等を除去し、清掃しなければならない。特に、塗覆装鋼管のアスファルトジュートは、確実に取り除くこと。

サドル付分水栓等の給水用具の取付けに際しては、ゴムパッキン等が十分な水密性を保持できるよう、入念に行うこと。また、ボルトの締め付けは、片締めすると分水栓の移動や、ゴムパッキン等の変形を招くおそれがあるので、必ず平均して締め付けなければならない。

1 0. について

配水支管等への穿孔機の取り付けは、配水支管等の損傷及び作業の安全を考慮し、確実に取り付けなければならない。特に摩耗したドリル及びカッターは、配水支管内部のライニング材のめくれ、はく離等が生じやすいので、管種に応じた刃を使用すること。

19. 分岐方法は、以下の図表による。



17. 分岐方法は、以下の図表による。

